スーパーセンター宇多津店(No.955)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

	b dt bb > 1 → 1 →
届出者の氏名又は名称及び住所	名 称 株式会社マルナカ
	住 所 高松市円座町 1001 番地
大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称 スーパーセンター宇多津店
	所在地 綾歌郡宇多津町 2419 番 1 外
変更しようとする事項	(1)大規模小売店舗の施設の配置に関する事
	項
	① 駐車場の位置及び収容台数
	【変更前】
	位 置 図面3-1
	建物配置図(変更前)参照
	収容台数 937 台(3 箇所)
	【変更後】
	位 置 図面3-2
	建物配置図(変更後)参照
	収容台数 775 台(1 箇所)
	(2)大規模小売店舗の施設の運営方法に関す
	る事項
	① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
	【変更前】
	位 置 図面3-1
	建物配置図(変更前)参照
	箇所数 8箇所
	【変更後】
	位 置 図面 3 - 2
	建物配置図(変更後)参照
	箇所数 2箇所
変更する年月日	令和2年11月13日
変更する理由	店舗施設の効率的な運用を図るため。

- 2 届出年月日 令和2年3月12日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 宇多津町まちづくり課

縦覧期間: 令和2年3月27から令和2年7月27日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和2年7月27日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ